

## 日本学術会議憲章(案)

日本学術会議は、2026 年 10 月に法人化という法的枠組みの大変革を迎えた。日本学術会議は、1949 年の設立時における基本理念とこれまでに培われた独立、自主、自律の精神を継承しつつ、現代社会の新たな課題にも対応するという本組織の使命と責務をより一層明確に表明し遂行してゆくために、この憲章を定める。

日本学術会議は、日本における科学者の代表機関として、現在及び未来の世代に学問の自由がもたらす恵沢を保障する決意のもと、自主的かつ自律的な活動を通じ、学術に関する知見を活用することによって、人々の幸福の追求と人類の平和的で持続可能な発展に貢献する使命と責務を有する。

学術は、人類の知的欲求に根ざし、人類が過去から現在にかけて育み、共有継承し、発展させてきた叡智と文化の基盤のうえに成立するものであり、自然・社会・人間に係わる現象の体系的な知識と知の営みの総体である。学術の拡大・深化は、合理と実証を旨とする自由な研究・解釈・叙述と批判的かつ自律的な検証を経て、学問上の暫定的な真理として形成される知の営みによって支えられている。そうして得られた真理は、人類の知的公共財であり、現在及び未来の人々に豊かさや幸福、そして平和をもたらされねばならない。

科学者とは、人文・社会科学、生命科学、理学・工学等のあらゆる分野における、基礎研究、応用研究、技術開発、実装科学を包含する学術の担い手である。科学者は、科学者倫理を遵守しつつ、専門性と学問的議論に支えられた熟議を通じて自律的に真理を探究し、そこから得られた知見を広く社会に還元することによって、未来への展望を示す存在である。

日本学術会議は、多様な学術分野の担い手である会員及び連携会員から成り、その事務は日本学術会議の職員により処理される。日本学術会議は、学問の自由を基盤として、学術の独立性、自主性及び自律性に基づきその活動を行い、多様な組織・団体と利害関係を明示して連携し協働する。

日本学術会議は、本憲章に基づき、独立してその使命と責務を引き続き果たしていくことを社会に対して誓約する。

### 第 1 項 日本における科学者の代表機関とその使命

日本学術会議は、日本における科学者を代表する機関として、学問の自由を基盤とし、科学的知見に基づき学術の発展を通じて、人々の幸福の追求に貢献する。

### 第 2 項 人類の平和的で持続可能な発展への貢献

日本学術会議は、学術が文化国家の基礎であるとの確信をもって、人と多様

な生命が共生する環境との調和のもと、人々の健康と福祉の増進を目指し、人類の平和的で持続可能な発展に貢献する。

### 第3項 学術分野を包摂する組織

日本学術会議は、人文・社会科学、生命科学及び理学・工学等のあらゆる学術分野における基礎研究、応用研究、技術開発、実装科学を包含する知的活動を推進する。日本学術会議は、学術の発展のため、多様性、公平性及び包摂性を重視して、様々な見解を有する科学者の参画を促進する。

### 第4項 科学的根拠に基づく意思の表出

日本学術会議は、人々のより良い選択に貢献するため、多様な学術分野の科学者による俯瞰的かつ総合的視座に基づき、科学が内包する不確実性と向き合いつつ、熟議と検証を重ね、自律性、公平性、透明性及び誠実性を堅持して、提言及び勧告等の形式で意思の表出を行う。

### 第5項 多様な組織・団体との連携と協働

日本学術会議は、国内外の大学・研究機関、学術組織等の学術界、市民社会、国、地方公共団体及び産業界等と、利害関係を明示して連携し協働する。日本学術会議は、学術と社会をつなぎ、多様化する社会課題に対して学術的知見に基づきその解決を牽引し、社会からの負託に応える。

### 第6項 国際連携及び国際協働の推進

日本学術会議は、日本を代表するナショナル・アカデミーとして、海外アカデミーを含む国際学術組織との連携と協働を推進し、国際的な科学的助言及び規範形成等への参画により、地球・宇宙等の課題を含む、国際社会が協調して取り組むべき諸課題の解決を目指す。

### 第7項 未来への展望と科学者の育成

日本学術会議は、現在世代が未来への責務を負うとする世代間倫理に従い、連綿と受け継がれてきた学術成果と現時点における最良の科学的知見に基づき、未来への展望を示す。未来の学術を担う科学者の自主的かつ自律的な研究活動の支援により、学術の継承と科学者の育成を図る。

### 第8項 市民社会との対話による学術の信頼確保

日本学術会議は、市民社会との対話を促進し、学術の成果を共有して、幅広い世代の人々の関心を喚起し、知の探究についての共感と学術の信頼を醸成する。

73 **第9項 組織及び運営に関する自律的な改革**

74 日本学術会議は、本憲章に照らして、組織や運営について見識をもって不断に  
75 見直し、必要に応じ自律的に改革を行う。

76  
77 **第10項 倫理の遵守と責務の遂行**

78 日本学術会議の会員及び連携会員は、科学者としての倫理の遵守と本憲章に  
79 掲げた責務を遂行する。

80  
81 (以上)

82  
83  
84 <参考資料> (以下は、次期において声明として発出する際の前文としての  
85 背景説明案です)

86  
87 **日本学術会議憲章の背景説明(案)**

88  
89 日本学術会議は、法人化という法的枠組みの大変革を迎えることとなった。日本学  
90 術会議は、設立時における基本理念と独立、自主、自律の精神を継承しつつ、現代  
91 社会の新たな要請にも対応していくという本組織の使命と責務をより一層明確に表明  
92 し遂行してゆくために、この憲章を定めた。

93 日本学術会議は、日本における科学者の代表機関として、その構成員と構成員の  
94 活動を支える職員が憲章を遵守することによって、学術における独立性、自主性及び  
95 自律性の堅持を改めて確認し、その使命と責務を引き続き果たしていくことを社会に  
96 対して誓約する。以下、その決意に至る背景を述べる。

97 日本学術会議は、第二次世界大戦時における科学と国家の関係に対する真摯な  
98 反省を踏まえ、日本国憲法による新たな展望のもとに、日本の平和的復興、人類社  
99 会の福祉への貢献、世界の学術界との連携を使命として、1949年に設立された学術  
100 組織である。そうした歴史的経緯と学問の自由を保障する憲法のもとに、日本学術会  
101 議は、独立性、自主性及び自律性を保持する組織とされた。

102 日本学術会議を担う会員の選出は、当初、全国の科学者の立候補と公選、1984  
103 年には学協会からの推薦によって行われた。2003年の総合科学技術会議による「日  
104 本学術会議の在り方について」の提言を受けて、組織的な自律性を強化するため、  
105 2005年には専門的な知見に基づく評価によって会員を主体的に選抜する仕組みで  
106 あり、海外のアカデミーで広く採用されている、現会員による選考(コ・オプテーション)  
107 への変更、会員任期の変更、定年制の導入、7部制から3部制への変更、幹事会の  
108 設置、学術調査員の任用、外部評価制度の導入が行われた。また、より多様な知見

109 を取り入れて、複雑化する社会課題に対応するため、連携会員制度が創設された。

110 その間、日本学術会議は、科学者の任務と遵守すべき事項を示した「科学者憲章」  
111 を 1980 年の総会で採択した。その後 2006 年の科学者が遵守すべき倫理規範を提示  
112 した声明「科学者の行動規範」を踏まえ、2008 年に現行の日本学術会議憲章を公表  
113 した。東日本大震災後の 2013 年には、社会の中の科学という視座を科学者の責務  
114 に明示するなど、行動規範の改訂を行った。

115 2015 年に日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議より「日本学術会議の  
116 今後の展望について」として、2005 年の改革の経緯や学術の動向を踏まえた、日本  
117 学術会議の活動と組織の在り方に関する改善策が提案された。

118 その後、2020 年の会員任命において、日本学術会議から推薦された会員候補のう  
119 ち 6 名について、政府から会員として任命されず、その理由も明らかにされなかった。  
120 それに対して、日本学術会議の独立性、自主性、自律性を損なうとして、国内外から  
121 批判の声が上がった。一方で、政府による日本学術会議の組織の在り方の見直しや  
122 法人化の議論が活発化した。

123 日本学術会議は 2021 年 4 月 22 日に「日本学術会議のより良い役割発揮に向け  
124 て」において、ナショナル・アカデミーとしての 5 要件を提示し、法人化に拘ることなく、  
125 日本学術会議がその役割を果たすために必要な改革に自ら着手するとともに、時代  
126 の要請に対応した質の高い科学的助言を行うための機能強化や、日本学術会議の  
127 運営及び会員選考の透明性をいっそう高めるための制度改革の推進を宣言した。

128 一方、政府においては、総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員が日本学  
129 術会議の在り方に関する政策討議を行い、2022 年 1 月 21 日に「日本学術会議の在  
130 り方に関する政策討議取りまとめ」を公表した。同「取りまとめ」と先の「日本学術会議  
131 のより良い役割発揮に向けて」等を踏まえ、2022 年 12 月 6 日に、内閣府が、活動や  
132 運営の徹底した透明化とガバナンス機能の迅速かつ徹底的な強化を図るために、国  
133 の機関として存置した上で必要な措置を講じた改革の加速を求めた「日本学術会議  
134 の在り方についての方針」を提示した。

135 それに対し、日本学術会議は、2022 年 12 月 21 日に当該方針の問題点を指摘し  
136 再考を求める声明として、「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』（令和 4  
137 年 12 月 6 日）について再考を求めます」を発出した。2023 年 4 月 18 日には、日本学  
138 術会議の在り方を含め、さらに日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直  
139 しを行うための開かれた協議の場を求めた、勧告「日本学術会議のあり方の見直し  
140 について」とともに、声明「『説明』ではなく『対話』を、『拙速な法改正』ではなく『開かれ  
141 た協議の場』を」を相次いで公表し、政府に対して真摯な対話の継続を求めた。

142 そうした日本学術会議の要望に対して、政府は、「これまでの経緯を踏まえ、国か  
143 ら独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る」との方針を明  
144 記した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」を 2023 年 6 月 16 日に閣議決定した。

145 そして、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方を  
146 検討するため、同年 8 月 29 日に内閣府特命担当大臣の決定により、「日本学術会議  
147 の在り方に関する有識者懇談会」を設置した。同懇談会は 15 回開催され、2024 年 12  
148 月 20 日に法人化を既定路線とした最終報告書を取りまとめた。この間、日本学術会  
149 議は法人化に対する懸念を具体的に示した声明を複数回にわたり発出した。

150 政府は、2025 年 3 月 7 日に日本学術会議を特殊法人とする法案を国会に提出し  
151 た。日本学術会議は、同年 4 月 15 日に総会において法案の修正を求める決議「日本  
152 学術会議法案の修正について」を行うとともに、声明「次世代につなぐ日本学術会議  
153 の継続と発展に向けて」を発出した。衆参両院の内閣委員会の審議では、日本学術  
154 会議から会長等が参考人として出席し、同法案に対する懸念事項を説明するとともに、  
155 日本学術会議がより良い役割を発揮するためのあるべき姿を述べた。しかしながら、  
156 2025 年 6 月 11 日に日本学術会議法案が政府原案どおりに可決成立した。一方、審  
157 議を踏まえ、衆参両院においてそれぞれ附帯決議が採択された。

## 日本学術会議憲章案におけるコアとなる用語の解説

### 【日本における科学者の代表機関】

日本学術会議は、1949 年設立当時の全国の科学者の立候補と公選、2003 年からの学協会からの推薦、そして、2005 年から、海外の主要アカデミーの共通した選考方針である、現会員による選考（コ・オプテーション）に移行し、現在に至っている（背景説明の第 3、4 段落を参照）。会員の候補者は、全国の大学・研究機関、協力学術研究団体等の学協会、産業界から広く、候補者の推薦を受けおり、その選考においては、厳密な選考方法・基準を設定している。そのことから、2008 年の憲章と同様、会員は、科学者を代表すると称するのが妥当と判断される。

一方、新法の第一条「我が国の科学者の内外に対する代表機関」の記載を、本憲章において、「日本」とした理由は、今後、外国籍の研究者が会員、連携会員に加わる可能性も考慮したためである。また、「内外」の記載については、第 6 項の国際連携及び国際協働の推進のところで記載した。

### 【科学者】

日本学術会議の 1980 年声明「科学者憲章」、2006 年声明「科学者の行動規範」においては、科学者という用語が用いられているが、一般的に科学者は、自然科学、工学、生命科学等の研究者が想起されやすい。そのため、本憲章においては、科学者を「人文・社会科学、生命科学、理学・工学等のあらゆる分野における、基礎研究、応用研究、技術開発、実装科学を包含する学術の担い手」として定義した。

### 【学術】

前段の解説にあるように、科学者を「人文・社会科学、生命科学、理学・工学等のあらゆる分野における、基礎研究、応用研究、技術開発、実装科学を包含する学術の担い手」と定義したことから、多様な分野の研究者に対しても、また社会に対しても伝わりやすい用語として、「科学」に代えて「学術」を用いることとした。

### 【人文・社会科学、生命科学、理学・工学等のあらゆる分野における、基礎研究、応用研究、技術開発、実装科学】

基礎研究、応用研究、技術開発は、学術の自然な流れと考えられる。例えば、生成 AI、COVID19 のワクチン、がん治療薬、さらには、カーボンニュートラル、量子に関する技術開発などが挙げられ、技術開発は、人類の平和的で持続可能な

37 発展において基礎研究、応用研究とともに欠かせない。学術の遂行においては、  
38 前文第 2 段落「人々の幸福の追求と人類の平和的で持続可能な発展に貢献する  
39 使命と責務」及び第 2 項「人々の健康と福祉の増進を目指し、人類の平和的で持  
40 続可能な発展に貢献する」ことが前提となる。

41 また、近年、研究成果を社会に適切に導入・定着させることを目的とした実装  
42 科学（implementation science）が、国際的に注目されており、確立された概念  
43 であるため、それを加えて、「人文・社会科学、生命科学及び理学・工学等のあ  
44 らゆる学術分野における基礎研究、応用研究、技術開発、実装科学を包含する知  
45 的活動」と表現した。

#### 47 【市民社会、社会、国民】

48 本憲章において、「市民社会（civil society）」を、国や企業とは独立した立  
49 場から、個々の市民や、市民が自発的に参加する組織・活動によって形成される  
50 社会を指すものとして、また、「社会（society）」は、市民社会や国、企業等を  
51 含めた全体を指すものとして位置付けている。従って、国や企業等とは区別して  
52 連携・協働する対象として記載する際には「市民社会」を、国や企業等も含めた  
53 社会全般を指す際には「社会」を使用した。また、「市民社会」を使用した理由  
54 は、「国民」とは異なり、日本国籍を有しない外国人も包含するためである。た  
55 だし、本憲章における「市民」は、国籍や法的な市民権の有無によって限定され  
56 るものではなく、社会を構成し、その活動に関わる個々の人々を広く含む概念と  
57 して用いている。

#### 59 【人類の平和的で持続可能な発展】

60 日本学術会議は、日本の平和的復興、人類社会の福祉への貢献、世界の学術界  
61 との連携を使命として、1949 年に設立された学術組織である。平和と持続可能  
62 な発展は、国際連合の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、  
63 「平和なくしては持続可能な開発はあり得ず、持続可能な開発なくして平和も  
64 あり得ない。」ことが記載されており、両者一体であることから、「人類の平和的  
65 で持続可能な発展」と表現した。また、「sustainable development」の訳として、  
66 「持続可能な開発」が公式に用いられているが、「開発」は市民生活や環境保全  
67 への配慮が足りない新たな事業を想起させるという指摘があるため、「発展」を  
68 用いることとした。